

中央市随意契約に関するガイドライン

**平成21年9月策定
令和7年4月改正版**

中央市総務部管財課

○はじめに

本ガイドラインは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項に定める随意契約事務の公正性、経済性を確保するため、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性及び緊急性の解釈を客観的及び総合的に判断し決定するとともに、見積書の取扱いの指針とするため作成したものです。

各課においては、随意契約を採用することとした場合は、本ガイドラインに基づき、根拠条文（施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号）を採用した理由、業者を選定した理由を明確にすることとします。また、国においても、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財務省通達）により、競争性のない随意契約の見直しや競争入札や随意契約に係る情報公開について定められましたので、各課等におきましても、安易な随意契約は行わず、情報公開請求等があっても、説明ができるように、厳格に取り扱うようお願いします。

○随意契約とは

地方公共団体においては、売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとし（地方自治法第 234 条第 1 項）、さらには指名競争入札、随意契約又はせり売りは政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとして（地方自治法第 234 条第 2 項）、契約締結の例外としています。

さらに、随意契約は、一般競争入札の手続き（＝入札保証金、予定価格等の規定、指名競争入札においても準用される）によらないで、特定の相手方を選択して契約を締結するものをいいます。

長所としては競争入札よりも手続きが簡単であり、契約の相手方も資力、信用、実績等十分に能力のあるものを選定できる点が上げられますが、競争の方法によらないため、価格が高止まりする、特定の業者に偏りがちになるという弊害を生みやすいといった短所もあります。

○随意契約によることができる場合

随意契約は、あくまで地方公共団体にとって一般競争入札の例外として認められている契約締結方式であることから、地方自治法及び地方自治法施行令により要件に該当することが要求されています。

随意契約による能够性は、施行令第 167 条の 2 第 1 項に規定されている要件に該当するときに限られています。

施行令第 167 条の 2 第 1 項

第 1 号の規定による場合

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。(別表)

第 2 号の規定による場合

その性質又は目的が競争入札に適しないとき。

第 3 号の規定による場合

別紙に掲げる施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき。

第 4 号の規定による場合

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。

第 5 号の規定による場合

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

第 6 号の規定による場合

競争入札に付すことが不利と認められるとき。

第 7 号の規定による場合

時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結できる見込のあるとき。

第 8 号の規定による場合

競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

第 9 号の規定による場合

入札の結果、落札者があったにもかかわらず、その落札者が契約を締結しないとき。

別紙

○施行令第167条の2第1項第1号から第9号の取扱いは、次のとおりです。

一 第1号の規定による場合

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。

契約の種類	予定価格	適用
(1) 工事又は製造の請負	200万円	建設工事のほか、建築物等の修繕を含む。
(2) 財産の買入れ	150万円	地上権及び特許権等の無体財産、土地、建物、消耗品及び物品購入等の一切の財産をいう。
(3) 物件の借入れ	80万円	賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額による。 長期継続契約による場合は契約予定期間の総額。
(4) 財産の売払い	50万円	地上権及び特許権等の無体財産を含む。
(5) 物件の貸付け	30万円	土地、建物、機械、器具等の有体物の貸付けをいう。 金額は、年額又は総額による。
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	物品の修理、業務委託及び役務の提供等をいう。 長期継続契約による場合は契約予定期間の総額。

※①単価契約（リース契約を含む。）については、総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されているものについては、その予定総支出額によるものとする。又複数年度の契約の場合は、その期間の総額により判断すること。

（例）リース契約で5年間借りる場合、月額3万円の場合、1年間で36万円、5年間で180万円になるので、入札を行うこととなる。（この場合は、1年間では80万円以内で第1号の規定に該当すると思われがちだが、5年間の総額で考えたため第1号の規定に該当しない。）

②本号に該当させるため、作為的に分割して契約する行為は厳に禁止するものとする。

③本号に該当する場合においては、第2号以下の各号を適用しないものとする。

④予定価格については消費税込とする。

二 第2号の規定による場合 その性質又は目的が競争入札に適しないとき。

- (1) 不動産の買入れ又は借入れ契約
- (2) 物品製造等のための物品売り払い契約
- (3) (1)(2)以外に契約の性質又は目的が競争入札に適さないその他の契約例
 - ア. 契約の目的物が特定の者(1者)でなければ納入することができないものであるとき。
 - イ. 特殊の性質を有する物品を買入れ、若しくは契約について特別の目的があることにより物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊な技術を要するとき。
 - ウ. 試験のため工作及び製造をさせ又は物品を買入れるとき。
 - エ. 地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき。
 - オ. 運送又は保管をさせるとき。
 - カ. 農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるもの生産に係る物品を売り払うとき。
 - キ. 条例又は議会の議決により財産を譲与又は無償貸付けをすることができる者に当該財産を売り払い、又は有償で貸し付けるとき。
 - ク. 非常災害による罹災者に地方公共団体の生産に係る建築材料を売り払うとき。
 - ケ. 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。
 - コ. 外国で契約を締結するとき。
 - サ. 国又は公共団体と直接契約を締結するとき。
 - シ. 学術又は技芸の保護若しくは奨励のため必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。
 - ス. 産業又は開拓事業の奨励のため、必要な物件を売り払い、若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買入れるとき。
 - セ. 公共事業の用に供するため必要な物件を直接に事業者に売り払い、又は貸し付けるとき。
 - ソ. 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い、又は貸し付けるとき。

以上の運用の解釈として、「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合である。ただし、競争ないし比較競技により契約相手方を選定する方法は、許されると解する。

【一般的事例】

- ①特殊工法等の新開発工法や、新開発製品を用いる必要がある工事・業務
- ②極めて特殊な建築物（設備）等であるため、履行（納品）可能な者が特定される工事（物品）
- ③文化財その他極めて特殊な建築物等であり、特殊な技術、手法を用いる必要があるため施工者が特定される補修、増築等の工事
- ④ガス事業法等の法令等の規定に基づき、施工者が特定される工事
- ⑤実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施行可能な者が特定されるため
- ⑥文化財の調査、発掘及び補修等で、特殊な技術又は手法を用いる必要があるもの
- ⑦コンペ方式やプロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方をあらかじめ特定しているもの
- ⑧地方公共団体が、工場誘致のため造成した土地を、特定の企業（誘致企業）に売り払う場合
- ⑨既設部分と密接不可分の関係にあり（既設部分と当該工事で施工する部分が一体となって機能を発揮する関係）にあり、既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備・機器等の増設、改良（改修）、補修（修繕）等の工事
- ⑩リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の継続

三 第3号の規定による場合

次に掲げる施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき。

- (1) 次に掲げる福祉関係施設において製作された物品の買い入れ及び役務の提供を受ける契約をするとき。
 - ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
 - ②小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）
- (2) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。

- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体から受ける契約をするとき。

注)上記施設等から物品を買入れる場合又は役務の提供を受ける場合の契約を締結するときは、契約方法の原則である機会均等、透明性及び公平性を確保するための手続きとして、中央市財務規則第188条第5項で定める発注の見通し、契約内容及び契約の相手の決定方法及び選定基準等の事前公表、かつ、契約締結後に契約相手の名称、契約金額及び契約の相手方とした理由等を公表しなければなりません。

【一般的事例】

- ① 軽微な業務（除草作業等）をシルバー人材センター等に依頼するとき。

四 第4号の規定による場合

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。

本号の規定に基づき、普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約をするときには、随意契約により行うことができるとされている。

地方自治法施行規則第12条の3の2により認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産又は加工するため、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物よりも優れた機能性があって、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられる。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買入れであり、工事契約や業務委託契約などには該当しない。

ベンチャー企業の育成といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるとされている。

五 第5号の規定による場合

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

- (1) 災害時、人命又は財産に関わる場合において緊急を要するとき。
- (2) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的余裕がないとき。
 - ①災害の応急工事及び未然防止工事施工のとき。
 - ②災害時の緊急物資の購入をするとき。
 - ③電気又は機械設備等の故障に係る緊急復旧工事を施工するとき。

※「緊急の必要により」とは、天災地変等の客観的事由から急施を要する場合で、公告の期間等を短縮してもなお競争に付する暇がないような場合です。

設計や決裁が遅れて、工期がないといったことは理由になりません。

【一般的事例】

- ①豪雨出水により河川堤防が崩壊し、緊急に仮締切りを必要とするとき。
- ②水道管の毀損等により、緊急に行う応急工事
- ③道路陥没等により交通に支障をきたしている場合の応急工事
- ④その他災害発生等により緊急に必要となったもの
- ⑤建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う応急工事
- ⑥堤防崩壊、落石等の危険な箇所が判明し、直ちに施工しないと被害が拡大するおそれのある場合の応急工事

六 第6号の規定による場合

競争入札に付すことが不利と認められるとき。

- (1) 関連工事等を履行させるとき。現に契約履行中の施工業者に履行させた方が、工期の短縮及び経費の節減等が確保できる等、有利と認められるとき。
- (2) 多量の物品を購入するとき。
- (3) 打ち切った工事の再起工のとき。
- (4) 契約時期を失するとき。

以上の運用の解釈として、契約の目的に照らした結果、施工・実施できる者が一定数限定される場合には、競争入札による手続きの煩雑、経費の増加及び契約相手方の決定に要する日時を考慮すると随意契約を適用するほうが有利に契約締結できる場合、又は競争入札に付すことが不利になる場合がある。このような場合は施行令第167条の2第1項6号を適用することとしている。

【一般的事例】

- ①現に履行中の施工業者に、当初予想し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
- ②本工事と密接に関連する付帯的な工事
- ③他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮及び経費の削減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる工事
- ④買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買い入れなければ売惜しみ、その他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。

七 第7号の規定による場合

時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結できる見込のあるとき。

「時価に比して著しく有利な価格」とは、例えば、ある物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比して著しく有利な価格でこれを購入することができる場合。

一般的には品質及び性能等が他の物件と比較して問題なく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合をいう。

以上の運用の解釈として、「時価に比して著しく有利な価格」とは、予定価格から勘案して、明らかに有利であるといえる価格をいう。しかし、その判断基準は明確にできるものではないこと、また、競争入札に付した場合より安価になるかどうかも不確定であることから、施行令第167条の2第1項第7号を適用する場合は市場調査を行うなど、慎重に決定しなければならない。特に建設工事においては、品質確保の観点からその適用については、極めて慎重な判断が必要となる。

【一般的事例】

- ①特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- ②特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業施設又は新工法を利用するとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

八 第8号の規定による場合

競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

この理由により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初に競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできません。(施行令第167条の2第2項)

注1 「入札者がないとき」とは、指名通知を行ったが通常の状態においてそれに応ずる参加者がなかった場合、又は再度入札に付したが全ての者が辞退した場合をいう。

注2 「再度の入札に付し落札者がないとき」とは、開札の結果、応札された入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、直ちにその場で行う入札をいいます。物品購入等の場合は1回目で落札者がないときに、直ちにその場で2回目の入札を行っても落札者がない場合です。

九 第9号の規定による場合

入札の結果、落札者があったにもかかわらず、その落札者が契約を締結しないとき。

「契約を締結しないとき」とは、契約の完全な成立(契約書の作成までをいう。)に必要な手続きをしないことをいう。この場合は、落札金額の制限の範囲内において契約を締結しなければならず、かつ、履行期限を除いて、最初に入札に付した条件を変更することはできません。(施行令第167条の2第3項)

また、直ちに次順位の者と随意契約はできません。

(できない理由) 施行令第167条の2第3項の規定により、すでに、公正な競争が行われた結果として落札金額が決定しているのですから、落札金額の範囲内で、しかも履行期限を除いて当初に定めた条件を変えることはできないとされています。上記のとおり、落札金額の範囲内で、2番札を含む入札参加者から見積書を徴することにより随意契約となります。随意契約によることなく指名からやり直して競争入札を行うことも可能です。

○随意契約を行う場合の手続き

各担当課において、中央市財務規則第188条第1項における随意契約ができる金額を超えるものを行う場合は、本ガイドラインに基づき、根拠条文の採用理由を明確にするとともに、管財課入札契約担当と協議の上、随意契約を執行されるようお願いします。

○随意契約の執行

各課において、随意契約を行うにあたっては、予定価格10万円以上のときは2人以上の者からの見積書の徴取を行います（特命随契を除く。）。また、予定価格が10万円以下の額の契約をするときであっても、可能な限り2人以上の者から見積書を徴します。

価格等を比較検討するいわゆる「見積合わせ」を行うことが原則であり、随意契約であっても、なるべく競争の原理を応用してより有利な価格で契約を行おうとすることが趣旨であります。

なお、見積書を徴する相手方は、発注者において選定を行い、それぞれより徴取します。